

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号：西部エンジニアリング株式会社
許可番号等：国土交通大臣（般-2）第22666号
代表者氏名：石井 宏之
本店所在地：大阪府和泉市テクノステージ3-9-12

2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - 社内の業務運営方法の調査点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備・強化を図ること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下、「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。
- 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

3. 処分理由

西部エンジニアリング（株）は、建設業の許可を受けずに建設業を営む者との間で、建設業法施行令第1条の2第1項で定める「軽微な建設工事の範囲」を超えて、下請契約を締結した。

このことが、建設業法第28条第1項第6号に該当すると認められる。